**[*組合名*]投資事業有限責任組合についての**

**当初****投資事業有限責任組合契約書**

[*組合名*]投資事業有限責任組合（「本組合」）についての当初投資事業有限責任組合契約（「本契約」）は、[*年月日*]に、[*無限責任組合員の事務所の住所*]に所在する[*無限責任組合員の名称*]を無限責任組合員（「無限責任組合員」）とし、署名欄に記載された者を有限責任組合員（「有限責任組合員」、無限責任組合員と合わせて、「組合員」）として締結された。

# 組織に関する事項

## 設立

組合員は、本契約に定める目的及び条件に基づいて、本組合を投資事業有限責任組合契約に関する法律（「投有責法」）に基づく投資事業有限責任組合として設立する。

## 名称

本組合の名称は、[*組合名*]投資事業有限責任組合とする。[本組合の英文名称は「[*組合名（英文名称）*]」とする。]

## 主たる事務所

本組合は、その主たる事務所を[*本組合の住所*]に置くものとする。

## 組合員名簿

組合員の名称及び住所並びに無限責任組合員と有限責任組合員の区別は、別紙に定めるとおりとする。

## 本組合の存続期間

本組合の存続期間（「本契約期間」）は、[*年月日*]（「効力発生日」）から始まる[    ]年間とする。ただし、無限責任組合員は、[    ]%の出資口（以下に定義される）数を有する有限責任組合員の同意を得て、本契約期間を[最大[    ]年単位の期間で / [    ]年まで]延長することができる。無限責任組合員は、本契約期間の延長について、有限責任組合員に対し書面により通知する。

# 本組合の事業

### 組合員は、本組合の事業として、共同して次の事業を行う。

#### 日本の株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに日本の合同会社又は日本の企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

#### 日本の株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く）又は日本の合同会社の持分若しくは日本の企業組合の持分を取得及び保有

#### 指定有価証券（投有責法第3条第1項第3号に定義される）の取得及び保有

#### 事業者（投有責法第2条1項に定義される）に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有

#### 事業者に対する金銭の新たな貸付け

#### 事業者を相手方とする匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有

#### 事業者のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律第2条第14項に定義される）の取得及び保有

#### 事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む）

#### 前各号の規定により、本組合がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、暗号資産、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業

#### 投資事業有限責任組合若しくは民法第667条第1項に規定される組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体（「投資組合等」）に対する出資

#### 前各号に規定する事業に付随して、次の事業を行うこと

##### 事業者が発行し又は所有する約束手形（金融商品取引法（「金商法」）第2条第1項第15号に規定されるものを除く）の取得及び保有を行う事業

##### 譲渡性預金証書の取得及び保有を行う事業

##### 上記(A)に定める約束手形、金商法第2条第1項第3号に規定される債券、同条第1項第4号に規定される特定社債券、同条第1項第5号に規定される社債券、同条第1項第11号に規定される投資法人債券若しくは同条第1項第15号に規定される約束手形に表示されるべき権利又は事業者に対する金銭債権に係る担保権の目的である不動産又は動産の売買、交換若しくは貸借又はその代理若しくは媒介を行う事業

##### 本項第(vii)号に規定する暗号資産の保有に伴う暗号資産等（投有責法施行令第3条第1項第4号に規定される）の取得及び保有並びに本項第(vii)号に規定する暗号資産又は当該暗号資産等の運用又は貸付けを行う事業

##### 本項第(i)号から第(viii)号まで又は第(x)号に規定する事業での支払に使用する同項第(vii)号に規定する暗号資産以外の暗号資産又は電子決済手段（資金決済に関する法律第2条第5項に定義される）の取得及び保有（当該保有に伴う暗号資産等の取得及び保有を含む）並びに当該暗号資産若しくは電子決済手段又は当該暗号資産等の運用又は貸付けを行う事業

#### 外国法人向け出資等の取得及び保有であって、その取得の価額の合計額の総組合員の出資履行金額の合計額に対する割合が[100分の50]に満たない範囲内において、前各号に規定する事業の遂行を妨げない限度において行うもの。なお、「外国法人向け出資等」とは、(a)外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分若しくはこれらに類似するもの、又は(b)外国法人のために発行される暗号資産をいい、「外国法人」とは、日本国以外の国の法律を準拠法として設立された法人であって、特別外国法人（以下に定義する）でないものをいう。

#### 本契約の目的を達成するため、次に規定する方法により行う業務上の余裕金の運用：

##### 銀行その他の金融機関への預金；

##### 国債又は地方債の取得

##### 外国の政府若しくは地方公共団体、国際機関、外国の政府関係機関（その機関の本店又は主たる事務所の所在する国の政府が主たる出資者となっている機関をいう）、外国の地方公共団体が主たる出資者となっている法人又は外国の銀行その他の金融機関が発行し、又は債務を保証する債券の取得

### 前項第(i)号から第(iii)号まで、第(vi)号、第(ix)号並びに第(xi)号 (A) 及び (C)に規定する事業に係る株式、持分、新株予約権、指定有価証券、約束手形、債券、特定社債券、社債券及び投資法人債券には、特別外国法人（本邦法人又は本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして投有責法施行令第1条において規定される者をいう）については、これらに類似するものであって外国の法令に準拠するものを含むものとする。

# 出資

本組合の出資1口の金額は、[    ]円とする。各組合員の出資義務は、別紙に定める出資口数に前文に定める出資1口の金額を乗じた金額とする。出資義務の履行は、日本円で行われる。

# 業務の執行

## 本組合の運営

本組合の業務の執行は、無限責任組合員が行うものとし、有限責任組合員は、本組合の業務運営に関与したり、本組合の業務運営を支配したりしてはならない。

## 組合財産の管理

無限責任組合員は、本契約に基づき、有限責任組合員から拠出を受けた出資金を、金商法第40条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第125条に定める要件に従い、無限責任組合員が自己のために所有し、又は保有する資産及び無限責任組合員が営む他の事業の資産と区分して保有し、管理するものとする。

# 投資証券等の評価

無限責任組合員は、本組合が保有する投資証券等（以下に定義する）の評価を、[時価 / IFRS会計基準で定める公正価値 / 米国において一般に公正妥当と認められる会計基準で定める公正価値 / International Private Equity and Venture Capital Valuation Guidelinesで定める公正価値測定のガイドラインに準拠した方法]を用いて実施するものとする。なお、「投資証券等」とは、株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、信託受益権、暗号資産、投資事業組合への出資、約束手形、譲渡性預金証書、動産又は外国法人向け出資等であって、第2条の規定に従って本組合が取得した又は取得する予定のものをいう。

# 組合持分の譲渡

## 有限責任組合員による譲渡

有限責任組合員又は組合持分の譲受人は、無限責任組合員の書面による事前の同意なしに、その組合持分の全部又は一部について販売、譲渡、譲受け、質入れ、担保権設定、抵当権設定その他処分（「譲渡」）を行うことはできない。

## 譲渡制限

本契約の他の条項にかかわらず、有限責任組合員による全部又は一部の組合持分の譲渡（他の有限責任組合員への組合持分の譲渡を含む）は、以下の場合、無効となる。

#### 適格機関投資家（金商法第2条第3項第1号に定義される）である有限責任組合員による譲渡に関して、譲受人が適格機関投資家でない場合

#### 有限責任組合員が適格機関投資家でない場合。ただし、当該有限責任組合員が全組合持分を適格機関投資家又は特例業務対象投資家（金商法施行令第17条の12第4項第2号に定義される）に譲渡した場合はこの限りではない。

# 解散

組合員は、次のいずれかの事由のみによって本組合が解散することを認め、これに同意する。

### 本契約期間の満了

### 無限責任組合員が、[    ]%の出資口数を有する有限責任組合員の同意を得た上、本組合が本組合の事業の目的を達成し、又は達成することが不能に至ったと決定したこと

### 有限責任組合員の全員の脱退

### 有限責任組合員の全会一致により本組合の解散が決定されたこと

### 全ての有限責任組合員が適格機関投資家でなくなること、その他の事由により、本組合を適法に運営することが困難であると無限責任組合員が合理的に判断した場合

# 雑則

## 本契約の変更

本契約の変更は、有限責任組合員の出資口数の過半数の同意を得て、無限責任組合員が随時行うことができる。

## 準拠法

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

# 言語

本契約は英語で作成されるものとする。本契約が他の言語に翻訳される場合、当該翻訳は法的効力を有さず、抵触又は矛盾がある場合には、英語が優先するものとする。

**本契約の成立を証するため、**本契約の当事者は、本契約書の原本2通を正式に締結し、冒頭に記載された年月日にその交付を受けた。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 無限責任組合員 |
|  | [*住所*] |
|  | [*商号*] |
|  | [*署名権限者の役職名・氏名*] |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 有限責任組合員 |
|  | [*住所*] |
|  | [*商号*] |
|  | [*代表者*] |

別紙 組合員名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **商号** | **無限責任組合員と有限責任組合員との別** | **(a) 住所 (b) 電話番号 (c) Eメールアドレス (d) 銀行口座 (e) 出資口数** |
| [    ] | [無限責任組合員 / 有限責任組合員] | (a) [    ]  (b) [    ]  (c) [    ]  (d) [    ]  (e) [    ]口 |
| [    ] | [無限責任組合員 / 有限責任組合員] | (a) [    ]  (b) [    ]  (c) [    ]  (d) [    ]  (e) [    ]口 |